

山形県眺海の森 指定管理者募集要項

山形県眺海の森の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年 3 月県条例第 11 号。以下「手續条例」という。）及び山形県眺海の森条例（昭和 63 年 7 月県条例第 40 号。以下「施設設置条例」という。）に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

1 募集の概要

（１）施設の名称

山形県眺海の森

（２）指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

（３）指定管理者の募集及び選定の方法

公募とし、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、山形県農林水産部指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査したうえで、候補者を選定します。

（４）審査結果等の通知及び公表

審査結果は、申請者に対して通知するとともに、山形県ホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp>）、農林水産部森林ノミクス推進課のページへの掲載等により公表します。

（５）協定の締結

県は、県議会の議決を経て、選定された候補者を指定管理者に指定します。その後、指定管理者と細目について協議を行い、協定を締結します。

（６）問合せ先

山形県農林水産部森林ノミクス推進課 森林利用・林工連携担当
〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号
電 話 023-630-2527
F A X 023-630-2238
E-Mail 県ホームページ下部の「お問い合わせフォーム」から

2 施設の概要

- ① 所在地 酒田市土渕、山寺及び田沢地内
- ② 主な建物 森林学習展示館（鉄骨平屋造、面積 680 m²）
- ③ 設置年月日 昭和 63 年 7 月 19 日
- ④ 現指定管理者 一般社団法人庄内森林保全協会

※ 詳細は別紙 1 「山形県眺海の森管理施設一覧」を参照してください。

3 指定管理者が行う業務

(1) 施設等の運営及び維持管理に関する業務

- ① 施設全体の管理運営マネジメント業務
- ② 施設の管理運営に係る総務・経理業務
- ③ 企画事業※の実施

(2) その他の業務

- ① 自主事業※の実施
- ② 事業計画書及び収支計画書の作成
- ③ 事業報告書の作成
- ④ 月例報告
- ⑤ サービス向上に向けた自己検証の実施及び当該検証結果の県への報告
- ⑥ 指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたときの引継業務

※ 企画事業とは、県が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業について、施設設置条例や協定書等で指定管理者が行う業務として規定し、指定管理者に事業内容等の企画提案を求め、指定管理料や利用料金等を充当して実施する事業とします。

※ 自主事業とは、指定管理者が自己の責任と費用により、指定管理業務の実施を妨げない範囲において実施する、当該施設の利用促進・活性化、利便性の向上等に資する事業とします。なお、自主事業を実施するにあたっては、あらかじめ県の承認を得るものとします。収支計画書の作成に当たっては、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を分けることとします。

※ 詳細は別添 1 「山形県眺海の森管理運営業務仕様書」を参照してください。

4 指定管理者募集に関する事項

(1) 指定管理者の募集及び選定スケジュール

主な手続の実施スケジュールは、次のとおりです。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| ① 募集要項等の配布 | 令和 7 年 6 月 10 日（火）～ 7 月 15 日（火） |
| ② 質問書の受付 | 令和 7 年 6 月 10 日（火）～ 7 月 1 日（火） |
| ③ 現地説明会の開催 | 令和 7 年 6 月 24 日（火） |
| ④ 申請書類の受付 | 令和 7 年 6 月 10 日（火）～ 7 月 15 日（火） |
| ⑤ 審査 | 令和 7 年 7 月下旬～ 8 月上旬予定 |
| ⑥ 選定された候補者の公表 | 令和 7 年 9 月予定 |
| ⑦ 指定管理者の指定 | 令和 7 年 10 月予定 |
| ⑧ 指定管理者との協定締結 | 令和 8 年 2 月予定 |

(2) 指定管理者の募集手続

① 募集要項等の配布

- ア 配布期間 令和7年6月10日(火)～7月15日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
- イ 配布場所 山形県農林水産部森林ノミクス推進課 森林利用・林工連携担当
- なお、県のホームページ(<https://www.pref.yamagata.jp>)から入手することができます。

② 募集に関する質問書の受付

- ア 受付期間 令和7年6月10日(火)～7月1日(火)午後5時15分(必着)まで
- イ 提出方法 持参、郵送、電子メール又はFAXで、1(6)の問合せ先まで期間内に文書で送付してください。
- なお、質問書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。様式は自由です。ただし、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。
- ウ 回答方法 質問書に対する回答は、質問書を提出した法人又は団体に電子メール等で随時回答するとともに、前記の県ホームページに掲載します。

③ 現地説明会

- ア 開催日時 令和7年6月24日(火)午後1時30分から
- イ 集合場所 山形県眺海の森 森林学習展示館
- ウ 参加人員 各法人等3名以内
- エ 申込方法等 現地説明会参加申込書(様式1)により、持参、郵送、電子メール又はFAXで、山形県農林水産部森林ノミクス推進課 森林利用・林工連携担当に令和7年6月19日(木)午後5時15分(必着)までにお申し込みください。
- なお、現地説明会参加申込書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。

④ 申請書類の受付

- ア 受付期間 令和7年6月10日(火)～7月15日(火)まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 受付方法 山形県農林水産部森林ノミクス推進課 森林利用・林工連携担当まで、持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付けます。

⑤ 審査

令和7年7月下旬～8月上旬予定に実施予定です。ヒアリングを実施する

場合は、別途、申請者に通知します。

⑥ 候補者の選定

審査委員会における審査結果に基づき、候補者を選定し、申請者全員に結果を通知するとともに、前記の県ホームページにおいて公表します。（9月予定）

⑦ 指定管理者の指定

県議会の議決後に、候補者を指定管理者に指定します。（10月予定）

⑧ 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後に協定を締結します。（令和8年2月予定）

（3）申請に関する事項

① 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

ア 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

ウ 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

エ 国税及び地方税を滞納していないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

- ・ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

キ 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

ク 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

ケ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。

コ 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員がアからケまでの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ・ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ・ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- ・ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 57 条の 6 第 1 項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

② 複数の団体による共同申請

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等が共同企業体を構成して申請することができます。この場合は次の③のエからカまでの書類は、構成員ごとに提出してください。

③ 申請書類

申請時には、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を 11 部（正本 1 部、副本 10 部）提出してください。

ア 指定管理者の指定申請書（手続条例施行規則別記様式第 1 号）

イ 法人等の概要（様式 2）

共同企業体が申請を行う場合には、共同企業体申請構成表（様式 3）も提出してください。

ウ 事業計画書（様式 4）

エ 収支計画書（様式 5）

別紙 2 に示す明細を参考に、指定期間における収支計画を作成してください。

なお、過去 3 年間の管理経費については別紙 2－1 に示しています。

オ 山形県眺海の森指定管理者の申請者に必要な資格を満たしていることの申立書（様式 6）

カ 労働関係法令の遵守に関する誓約書（様式 7）

キ 関係書類

- a 指定管理者の指定を受けようとする法人等の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- b 法人等における申請の日の属する事業年度より前 3 箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録等）
- c 法人等の役員の名簿及び履歴書
- d 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関す

る事項を記載した書類

- e 消費税納税証明書及び法人の場合は法人税納税証明書（税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。）
- f 山形県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（総合支庁が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。）
- g 市町村税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（市町村が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。）
- h 社会保険への加入状況を確認できる書類
〔雇用保険〕 下記の書類のいずれか
 - ・資格取得等確認通知書（写）
 - ・直近の概算保険料又は確定保険料申告書（写）及び領収済通知書（写）〔健康保険及び厚生年金保険〕 下記の書類のいずれか
 - ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写）
 - ・被保険者報酬月額基礎届に伴う標準報酬決定通知書（写）
 - ・直近の保険料の領収通知書（写）
- i その他審査の参考となる資料

④ 留意事項

- ア 必要に応じて関連法人等の財務諸表や金融機関の支援体制等の資料を求める場合があります。
- イ 申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とします。
- ウ 提出された申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- エ 申請から県議会における指定の議決までの間に、法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に変更があった場合は、速やかに、山形県知事あて変更届（任意の様式）を提出してください。

⑤ その他

事業計画書を作成するに当たって、施設平面図等の確認が必要な場合は、事前に連絡をいただければ、庄内総合支庁森林整備課にて閲覧に応じます。これらの期間は、令和7年6月10日（火）から令和7年7月15日（火）までの午前9時から午後5時まで（ただし、県の休日を除く。）とします。

（４）欠格事項

申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請者を失格とします。

- ① 本募集要項に定める資格・要件が備わっていない場合
- ② 事業計画書において、指定管理料が県の提示する額を上回っている場合
- ③ 複数の事業計画書を提出した場合
- ④ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合

- ⑤ 審査委員会の委員に個別に接触した場合
- ⑥ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑦ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑧ その他不正な行為があった場合

5 経費に関する事項

県は、予算の範囲内で、指定管理者に次に記載する上限額以内で指定期間中における管理運営に要する管理経費として指定管理料を支払いますので、「収支計画書」（様式5）の「指定管理料」の欄に記載するうえで参考にしてください。

また、指定管理者による施設の管理においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項で定める「利用料金制」を採用するため、指定管理者は、指定管理料のほか利用者が支払う施設の利用料金を、自らの収入とすることができます。

（1）上限額

- ① 指定期間中に県が支払う指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりとします。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
19,885千円	19,885千円	19,885千円	19,885千円	19,885千円	99,425千円

※ 申請の際は、この上限額以内で指定管理料を提示してください。

なお、各年度においても年度上限額以内となるようにしてください。上限額を超えた申請は受理しません。

- ② 指定管理料については、事業計画書に提示のあった金額を参考に指定管理者と協議を行い、年度協定に定めます。

なお、実際の指定管理料は、指定管理者が申請時に提示した額ではなく、これを上限として毎年度定める予算により確定します。（年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。）

（2）指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、分割して指定管理料を支払います。支払方法、時期については、年度協定で定めます。

（3）県が支払う指定管理料に含まれるもの

- ① 人件費
- ② 事務費（消耗品、電話料等）
- ③ 管理費（光熱水費、保守管理費、修繕費等）
- ④ 事業費（企画事業関係）
- ⑤ その他必要と認める経費

（4）会計処理

山形県眺海の森の管理運営に係る会計処理は、指定管理者の他の事業と区別

して専用の口座で経理してください。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

審査委員会において、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、サービス向上、管理経費の節減、地域経済への貢献、管理運営の安定性、より良い地域社会を形成する観点などの次の選定基準に基づく得点を参考のうえ、総合的に審査し、候補者を選定します。

(2) 選定基準

手続条例第3条に定める以下の基準を踏まえ選定します。

- ① 公の施設の平等利用が確保されるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること。

(3) 選定基準ごとの審査項目及び配点等

① 選定基準ごとの審査項目及び配点

選定基準	審査項目	審査のポイント	確認書類	配点等	
基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	- 県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 - 申請者の経営モラルは適切か。	事業計画書 (運営方針)	満たしていなければ「失格」	
	収支計画の適確性及び実現の可能性	- 申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。 - 収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 - 収支計画は実現可能なものか。 - 業務遂行のための適切な積算となっているか。 - 現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む サービス提供・管理運営状況に係る検証等結果【検証シート】		
	施設の維持管理の適確性	- 当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 - 県が求める維持管理の基準に合致しているか。	事業計画書		
	労働法令の遵守	- 労働関係法令は遵守しているか。 - 最低賃金は遵守しているか。	労働法令違反状況、最低賃金の遵守状況等		
施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	- 高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。 - 事業内容に偏りがいないか。	事業計画書 (運営方針、事業内容)	5	5
事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ	管理経費における経済性	効率的な維持管理を図ること等により、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む	10	58

効率的に達成することができること	サービス向上を図るための具体的手法	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。 ・施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。 ・自主事業の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む	30	
	施設の維持管理の内容の妥当性	・維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組み（防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策）は十分か。	事業計画書 ※維持管理の内容（回数、箇所等）	7	
	利用者の増加を図るための具体的手法	・利用拡大の取組内容は十分か。 ・広報計画の内容は適切か。 ・具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。	事業計画書	6	
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	・地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等の実施に向けた取組みは十分か。 ・地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	事業計画書	5	
事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	・職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	事業計画書 （組織図） （実施体制） （雇用計画） （研修計画） 資格証明書 共同企業体協定書	9	18
	財務状況及び経営基盤	・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	会社概要、定款、登記事項証明書、財務諸表	9	
その他	利用者要望への対応	・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。	事業計画書 （相談体制）	5	19
	緊急時の対応	・防災対策、緊急時及び事故発生時の対策（未然防止対策を含む）の対策は妥当か。	事業計画書 （リスク管理） （緊急時体制）	4	
	情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組み	・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組みは妥当か。	事業計画書 会社概要等	4	
	地域経済への貢献	・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	事業計画書	3	
	県の施策への協力	・県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。	会社概要等	3	
	計			100	

(別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①エコアクション21取得②障がい者雇用③子育て支援④やまがたスマイル企業認定制度⑤建設雇用改善優良事業所表彰⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等）⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ⑧女性の活躍推進⑨協力雇用主としての活動⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む。）⑪当該施設におけるキャッシュレス決済への対応⑫その他必要と認める施策 |
|---|

7 協定に関する事項

審査委員会により選定された候補者について、県議会の議決を経て指定管理者として指定した後、細部についての協議を行い、施設の管理運営に関する指定期間全体の「包括協定」を締結します。ただし、協定締結及び協定発効以前に、指定管理者の財務状況が悪化する、社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況に至った場合は、協定を締結しない、あるいは協定を解除することがあります。

また、年度ごとに施設の管理運営に係る「年度協定」の締結を行います。
それぞれの協定の内容は次のものを予定しています。

(1) 包括協定

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 管理の基準（利用時間、休館日等）、利用料金の設定・免除、行為制限に関する事項
- ④ 業務の内容及び範囲に関する事項
- ⑤ 物品等の帰属に関する事項
- ⑥ 事業報告（添付書類を含む。）に関する事項
- ⑦ アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項
- ⑧ サービス提供や管理運営状況の分析・検証に関する事項
- ⑨ 県が支払う指定管理料の総額、支払方法及び会計処理に関する事項
- ⑩ 県と指定管理者の定期的な意見交換及び協定にない問題が生じた際の連絡調整のあり方に関する事項
- ⑪ 指定の取消し、業務の停止命令に関する事項
- ⑫ 安全管理（大規模災害時の対応方針等を含む。）、リスク管理（施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合の取決めを含む。）、責任分担、原状回復義務、損害賠償等に関する事項
- ⑬ 管理運営上重大な支障が生じた場合又はそのおそれが生じた場合の指定管

理者からの報告（県の求めによる資料等の提出を含む。）に関する事項

- ⑭ 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護に関する事項
- ⑮ 業務の引継ぎに関する事項
- ⑯ 環境へ配慮した取組みに関する事項（山形県環境保全率先実行計画（第5期）の内容に留意した記載とする。）
- ⑰ 労働関係法令の遵守及び雇用・労働条件に対する配慮に関する事項
- ⑱ その他県が必要と認める事項

（２）年度協定

- ① 当該年度の事業の実施に関する事項
- ② 当該年度における県が支払う指定管理料の額及び支払方法に関する事項
- ③ 当該年度に実施する事業に関する事業報告、リスク管理、責任分担等に関する事項
- ④ その他県が必要と認める事項

8 調査及び指示

地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者が管理する施設の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。

9 関係法令等の遵守

指定管理者が業務を遂行するにあたり、関連する法令がある場合は、それらを遵守してください。施設設置条例及び関連する規則のほか、特に次の法令に留意してください。

（１）地方自治法

第244条第2項

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではなりません。

第244条第3項

指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはなりません。

（２）個人情報の保護に関する法律

第66条第2項

指定管理者は、公の施設の管理の業務を行う場合において、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

（３）山形県行政手続条例（平成８年３月県条例第９号）

県では、行政処分等に関する手続に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的として、必要な事項を条例で定めています。

指定管理者は、この条例の適用を受ける「行政庁」に含まれると解されるため、同条例の諸規定が適用されます。

（４）山形県職員等公益通報制度実施要綱

県では、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の趣旨にのっとり、公務に対する県民の信頼を確保し、透明かつ公正な県政の運営に資することを目的として、職員等が知り得た行政運営上の違法又は不当な行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、相談又は通報をした者の保護を図るとともに、違法行為等の早期発見と是正を図っています。

本要綱第 2 条第 1 項において、県との契約に基づいた事業に従事する労働者が本要綱の運用を受ける職員等として規定されているため、指定管理者についても本要綱の規定が適用されます。

10 情報公開について

（１）申請書類の著作権及び公表

申請書類の著作権は、指定管理者に指定されるまでは申請者に、指定後は県に帰属します。指定管理者の指定後、指定管理者となった者から提出があった申請書類について、個人情報の保護に関する法律の諸規定を遵守の上、県は原則としてその全部を情報公開窓口（県庁の行政情報センター及び総合支庁窓口。以下同じ。）で公表します。

また、指定管理者とならなかった者から提出があった申請書類についても、県はその全部を公表することができるものとします。

（２）候補者の選定に関する情報等の公表

審査委員会の会議録等を県ホームページで公開します。

候補者選定手続の透明性を確保するため、審査の方法、選定基準、配点、候補者の名称・所在地並びに候補者選定の結果及び理由（採点結果を含む。）について、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

（３）事業報告書及び財務諸表の公表

指定管理者から毎年度、県に提出される事業報告書及び財務諸表は、原則としてその全部を情報公開窓口で公表します。

（４）管理運営状況等に係る検証結果の公表

毎年実施する管理運営状況等に係る検証結果は、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

（５）指定管理者が行う情報公開に係る県の指導

指定管理者が行う情報公開については、「公の施設に係る指定管理者の情報公開指導要綱」に基づき、県は指定管理者に対して指導できるものとします。

11 指定管理者の指定の取消しに関する事項等

指定管理者の業務開始前又は指定期間中に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者の候補者の選定若しくは指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

（１）指定管理者の業務開始前までの期間における取消し要件等

- ① 県議会の議決を得られなかった場合
- ② 指定管理者の候補者又は指定管理者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こした場合
- ③ 指定管理者の候補者又は指定管理者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ④ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不適当と認められる事案が生じた場合

（２）指定期間中における取消し要件等

- ① 手続条例第３条に定める基準及び本募集要項４（３）①の「申請者に必要な資格」を満たさなくなった場合
- ② 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、管理業務の履行が確実にないと認められる場合
- ③ 本募集要項８の県が行う必要な指示（いわゆる改善勧告）に従わない場合又は指示内容に係る改善が見られない場合
- ④ 合併・分割等による法人格の変更に伴い、再度指定手続を行う場合
- ⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められる場合
（例：法人等の解散、不適切な施設運営、施設運営収支の著しい悪化、法令又は協定等の違反、施設管理の責任者又は法人等の役員の刑事訴追、指定の取消しの申し出があった場合 など）
- ⑥ 情報公開、個人情報保護、公益通報者の保護の取扱い及び承認等の手続が不適切であると認められる場合

（３）協定締結の解除等

上記（１）又は（２）が適用された場合には、業務の停止を除き、協定を締結しないか又は協定を解除します。

(4) 損害賠償

上記(1)又は(2)により指定管理者の候補者としての選定又は指定管理者の指定が取り消された場合で、県に損害が発生した場合には、県は損害賠償請求を行います。

(5) 管理に要した費用の精算

上記(2)により指定管理者の指定が取り消され又は業務の全部が停止となった場合において、それまでに管理に要した費用が、県が指定管理者に支払った額に満たない場合は、指定管理者は県に対して残額を返還するものとします。

(6) その他

- ① 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- ② 自然災害等、県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、業務の継続の可否について協議するものとします。
- ③ 自己の都合により指定管理者からの指定の取消しを求める場合には、その後の管理業務に支障を及ぼさないよう十分な期間をもって申し出をしてください。

12 その他

協定の解釈に疑義が生じた場合、又は、協定に定めのない事由が生じた場合は、県と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

山形県眺海の森指定管理者申請書様式

様式 1 「現地説明会参加申込書」

指定管理者条例施行規則 別記様式第 1 号 「指定管理者の指定申請書」

様式 2 「法人等の概要」

様式 3 「共同企業体申請構成表」

様式 4 「事業計画書」

様式 5 「収支計画書」

様式 6 「山形県眺海の森指定管理者の指定申請に係る申立書」

様式 7 「労働関係法令の遵守に関する誓約書」

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

山形県農林水産部森林ノミクス推進課長 殿

所在地
名 称
担当者氏名
電話番号
F A X 番号
メールアドレス

山形県眺海の森指定管理者募集に係る現地説明会への参加を下記のとおり申し込みます。

記

法人等名	
参加者指名	

※ 1法人等につき、3名までの参加とします。

(指定管理者条例施行規則)

別記様式第1号

指定管理者の指定申請書

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者

所在地

名称

代表者氏名

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、下記の公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称 山形県眺海の森

法 人 等 の 概 要

項 目		内 容	
事業者（法人、団体等）名			
代 表 者 職・氏 名			
設立年月日			
資本金（千円）			
従業員	従業員数		
	有資格者等	資 格 の 種 類	人 数
主たる業務内容（活動内容） 及び業務資格等			
施設管理に関する過去の業務実績			
施設運営に関する過去の業務実績			
特記事項 （受賞歴・その他）			

共同企業体申請構成表

令和 年 月 日

代表法人等	法人等名	
	所在地	〒
	代表者役職・氏名	
	主に担当する業務	
構成法人等 A	法人等名	
	所在地	〒
	代表者役職・氏名	
	主に担当する業務	
構成法人等 B	法人等名	
	所在地	〒
	代表者役職・氏名	
	主に担当する業務	

事業計画書（山形県眺海の森）

申 請 者																							
1 【管理運営上の基本方針について】 （1）指定管理者の指定を受ける期間における施設の総合的な管理運営方針について ※ 施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針（施設の管理運営に関する来園者の意見等の反映等に関する事項を含む。）について記載してください。 （2）施設の維持・管理についての考え方について ※ 休園期間における施設の維持・管理に関する考え方についても記載してください。 （3）施設運営についての考え方について ※ コスト削減や環境配慮等に関する考え方についても記載してください																							
2 【管理運営を行う実施体制等について】 （1）運営・人員体制について ※ 組織体制や研修等による人員の育成についても記載してください 《雇用計画》 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">分類</th><th colspan="2">現在の従業員数</th><th colspan="2">新たに雇用する従事者</th></tr><tr><th></th><th>うち指定管理業務従事者</th><th></th><th>雇用予定地域</th></tr></thead><tbody><tr><td>正職員</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td></td></tr><tr><td>正職員以外</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td></td></tr></tbody></table>					分類	現在の従業員数		新たに雇用する従事者			うち指定管理業務従事者		雇用予定地域	正職員	人	人	人		正職員以外	人	人	人	
分類	現在の従業員数		新たに雇用する従事者																				
		うち指定管理業務従事者		雇用予定地域																			
正職員	人	人	人																				
正職員以外	人	人	人																				

(2) 人員の配置計画について

※ 管理責任者の配置についても記載してください

3【事業計画について】

(1) 施設の維持管理に関する事業計画について

※ 1の(2)に記載する「施設の維持管理についての考え方について」を踏まえ、募集要項3に示す「山形県眺海の森管理運営業務仕様書」を参考に、施設管理の進め方を具体的に示してください。

なお、施設の保守管理及び清掃等の維持管理業務で、外部に委託する場合は、それらの業務内容及び委託先の選定方法等を含めた外部委託の考え方を示してください。

また、施設や利用者の安全衛生管理の進め方（クマ・ハチ等の危険な生物への対応を含む）についても示してください。

<記載の留意点：施設の特性を踏まえた管理、植物生理に適合した管理、農薬等使用時の対応、任意の安全点検など>

(2) 施設の運営に関する事業計画について

※ 施設の有する諸機能を効果的に発揮させるための考え方、来園者の増加に向けたサービス向上を図るための企画提案、広報・PR計画等について、その進め方を具体的に示してください。

あわせて、目標利用者数を設定してください。

なお、サービス向上を図るための企画提案には、森林への親しみや木の文化を深めてもらい、暮らしの中に木を活かす「木育」の取組や企業と連携した健康領域での森林利用など、新たな利用者層の確保につながるような企画提案も含めてください。

また、施設の平等利用への配慮についても示してください。

<記載の留意点：利用者への情報提供、アンケート調査等による利用者ニーズの把握、近隣の他施設との提携、案内・サイン等の設置、利用者のメリットを考慮、利用拡大につながる交通手段への配慮、リピーターとビジターを区分したサービスなど>

(3) 地域等との連携について

※ 地域と一体となった活動や、関係機関、森林ボランティア等との連携について示してください。

<記載の留意点：近隣の施設や小中学校等との連携、地域の人材の活用など>

(4) 利用日・利用時間について

※ 条例により、知事の承認を得て指定管理者が定めることになっておりますが、その考え方を示してください。

(5) 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取扱いについて

※ 県の条例を遵守することはもちろんですが団体に取扱規程がある場合は、それを示してください。

(6) 来園者とのトラブルの未然防止と対処方法について

※ 利用者の声を受け止めるシステムについても示してください。

また、リスクの点検についても示してください。

(7) 環境配慮の推進について

(8) 緊急時の対応について

※ 事故や災害発生時の対応も含め示してください。

<記載の留意点：定期的な訓練など>

4【収支計画書】

※ 別紙2に示す明細を参考に、様式5により年度ごとの収支計画を作成してください。なお、提案される収支計画については、経費の縮減が図られ、かつ収支が適正でバランスが取れ、実効性がある必要があります。
(項目等の追加があれば、様式5に適宜追加してください。)

5【その他】特記すべき事項があれば記載してください。

※ 特にアピールしたい事柄などをこの欄に記載してください。また、同種施設の管理実績がある場合は、施設の内容、管理・運営の別及び管理期間について、任意様式により作成のうえ添付してください。

別 添

指定管理者事業計画書作成に係る注意事項

以下に、山形県眺海の森指定管理者募集要項に掲げる事業計画書の作成に当たっての注意事項等を掲げます。

1 事業計画の作成に当たっての注意事項

事業計画は、県が示す管理基準を満たすとともに、当該施設における目的達成のために、施設全体の維持管理計画のみならず、スタッフの配置体制、集客対策、施設の利活用対策、コスト削減、環境配慮等の具体的な手段なども含め、どのような事業展開を行うのかを記載してください。

また、指定管理者主催の事業（企画事業）を計画する場合は、分かりやすい表現で、かつ特徴が出るよう作成してください。

なお、事業計画書を作成するに当たって、平面図等の設計図書の内容の確認が必要な場合は、事前に連絡をいただければ閲覧に応じます。

2 具体的な業務の内容

募集要項「3の 指定管理者が行う業務」のとおりです。

3 管理運営を行う人員体制（資格、経歴等）

人員体制及び配置を予定している業務従事者の資格、経歴等、当該施設における管理運営を行う人員の体制を記載してください。

管理運営従事者全員を対象とし、同じ職種・職名については、「事務職員A」「事務職員B」等の表現により区別してください。

「人材派遣会社からの派遣職員」や「臨時職員」を予定している場合は、その旨も合わせて記載してください。

施設管理は、業者委託をすることも可能ですが、その場合は、その旨が分かるように記載してください。

収支計画書（積算内訳） ※全ての事業者が作成

【収入】（消費税込み） (単位：千円)

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
指定管理料						
その他（自主事業収入等）						
収 入 計						

【支出】（消費税込み） (単位：千円)

項 目		内 容		令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
1 施設管理									
施設管理 (保守点検等)	専門管理保守	消防設備	消防設備保守点検 展示館						
		減圧弁設備	保守点検料						
		給水設備	受水槽清掃料 100m3, 1m3, RC						
			維持管理料（4月～11月）8回						
			維持管理料（12月～3月）4回						
			水質分析料						
		簡易専用水道検査							
		浄化槽設備	浄化槽維持管理量						
			浄化槽法定検査料						
		自動ドア保守 森林学習展示館							
		展示物 森林学習展示館							
	警備保障								
	一般管理保守	森林学習展示館 床清掃							
	電気料								
	水道料								
	灯油								
	ガス								
	施設賠償責任保険								
	軽微な維持修繕								
	消耗品費	資機材消耗品							
		施設消耗品							
	幹線道	刈払い							
		土砂撤去							
	除雪								
	山火事防止巡視								
植物管理	植物管理								
	芝生管理								
	その他管理	緑地刈払い							
		除草工							
作業員賃金									
車両維持管理費	保険料等								
	車両整備費等								
	燃料代								
2 運営費（プログラム・イベント開催等）									
報償費		講師等謝金							
旅費		講師等費用弁償							
通信費		切手代等							
需用費		消耗品費							
保険料		各種行事保険							
3 事務費									
通信運搬費		電話料							
需用費		消耗品費							
事務職員賃金									
支 出 計									

※1 人件費(給与、各種手当、法定福利費、アルバイト賃金等)については、施設の実態に応じて、内訳を別紙で作成してください。

※2 過去の実績を参考に、施設の状況も確認いただき、記載してください。なお、管理運営業務仕様書「9 施設等の修繕」に記載のとおり、原則として10万円未満の修繕は、指定管理者が負担することとしていますので、ご注意ください。

※3 業務の一部を委託する場合は、別紙で業務予定委託一覧表（任意様式）を作成してください。

※4 欄が不足する場合は、追加してください。

山形県眺海の森管理業務明細（人件費内訳【例】）

（１）職員数内訳 （常勤職員 名、非常勤職員等（アルバイト等） 名）

（２）給与 計 千円

ア	常勤職員	小計	千円	
	給与	単価（月額）×○名×	か月＝	千円
	ボーナス等	年額	千円	
イ	非常勤職員等（アルバイト等）	小計	千円	
	非常勤職員等	単価（月額）×○名×	か月＝	千円
	ボーナス等	年額	千円	

（３）法定福利費 計 千円

ア	常勤職員	小計	千円
イ	非常勤職員	小計	千円

（４）各種手当等 計 千円

ア	常勤職員	小計	千円
イ	非常勤職員	小計	千円

（５）その他 計 千円

※ 欄が不足する場合は、追加してください。

収支計画書（積算内訳） ※申請者が消費税課税事業者である場合に併せて作成

【収入】（消費税抜き） (単位：千円)

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
指定管理料						
その他（自主事業収入等）						
収 入 計						

【支出】（消費税抜き） (単位：千円)

項 目		内 容		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
1 施設管理									
施設管理 (保守点検等)	専門管理保守	消防設備	消防設備保守点検 展示館						
		減圧弁設備	保守点検料						
		給水設備	受水槽清掃料 100m3, 1m3, RC						
			維持管理料（4月～11月）8回						
			維持管理料（12月～3月）4回						
			水質分析料						
			簡易専用水道検査						
		浄化槽設備	浄化槽維持管理量						
		浄化槽法定検査料							
		自動ドア保守 森林学習展示館							
		展示物 森林学習展示館							
		警備保障							
	一般管理保守	森林学習展示館 床清掃							
	電気料								
	水道料								
	灯油								
	ガス								
	施設賠償責任保険								
	軽微な維持修繕								
	消耗品費	資機材消耗品							
		施設消耗品							
	幹線道	刈払い							
		土砂撤去							
	除雪								
	山火事防止巡視								
植物管理	植物管理								
	芝生管理								
	その他管理	緑地刈払い							
		除草工							
	作業員賃金								
車両維持管理費	保険料等								
	車両整備費等								
	燃料代								
2 運営費（プログラム・イベント開催等）									
報償費		講師等謝金							
旅費		講師等費用弁償							
通信費		切手代等							
需用費		消耗品費							
保険料		各種行事保険							
3 事務費									
通信運搬費		電話料							
需用費		消耗品費							
事務職員賃金									
支 出 計									

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
借受消費税						
仮払消費税						

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者
所 在 地
名 称
代表者氏名

山形県眺海の森指定管理者の指定申請に係る申立書

山形県眺海の森の指定管理者の指定申請にあたり、法人その他の団体又はその代表者(複数の法人等により共同企業体を構成して申請する場合は、その構成員。)は、下記のとおりであることを申し立てます。

記

※提出にあたっては、□に✓点を記入してください。

- ☐ 1 県内に主たる事務所(本店)を有している。
- ☐ 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていない。
- ☐ 3 山形県から指名停止措置を受けていない。
- ☐ 4 国税及び地方税を滞納していない。
- ☐ 5 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていない。
- ☐ 6 次のいずれにも該当していない(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。
 - イ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- ☐ 7 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でない。
- ☐ 8 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でない。
- ☐ 9 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は登録を受ける予定である。

労働関係法令の遵守に関する誓約書

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者
所 在 地
名 称
代表者氏名

山形県眺海の森の指定管理者の指定申請にあたり、下記に掲載した事項に相違ありません。

記

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反してありません。

山形県眺海の森の指定管理者の募集に関する関係資料

① 募集要項 2

別紙 1 「山形県眺海の森管理施設一覧」

② 募集要項 3

別添 1 「山形県眺海の森管理運営業務仕様書」

別添 1－1 「山形県眺海の森貸与物品一覧」

別添 1－2 「山形県眺海の森管理業務仕様一覧」

別添 1－3 「植物管理の数量基準」

③ 募集要項 4

別紙 2 「山形県眺海の森管理業務明細（1 年分）」

別紙 2－1 「山形県眺海の森管理経費の状況」

④ 位置図、パンフレット等

別紙 1

「山形県眺海の森管理施設一覧」

1 管理区域

所有区分	現況	面積	業務内容	業務の範囲
山形県	森林公園 (中央広場、星の広場、 生産の森、郷土の森、 世界の森)	74,814m ²	見回り巡視業務	
酒田市	森林公園 (多目的広場、苗畑、 キャンプ場、野鳥の森、 ピクニックランド)	68,312m ²		
計		143,126m ²		

2 建物

区分	名称	構造等	規模	業務内容	業務の範囲
建物	森林学習展示館 (中央広場)	鉄骨平屋造	680.01m ²	建物維持管理 展示物等解説 浄化槽点検	・館内清掃(日常清掃のほかワックス清掃、窓ガラス清掃、消耗品の補充を含む)及び周囲の清掃、除雪 ・施設警備(夜間、休館日) ・設備保守点検(建物、建築設備、展示物、消防設備、電気設備、空調設備、給排水設備、水質検査、自動ドア保守点検、備品等) ・来館者に対する展示物等の解説(管理対象施設の案内を含む) ・浄化槽の維持点検、法定検査 ・軽微な修繕 ・来場者数の把握
	野外ステージ (多目的広場)	鉄筋コンクリート インターロッキング 舗装	101.92m ²	建物維持管理	・建物保守点検、清掃 ・軽微な修繕
	キャンプ場炊事棟 (キャンプ場)	木造平屋建	49m ²	建物維持管理	・建物保守点検、清掃(備品、消耗品の補充も含む) ・火の後始末、利用者の指導 ・軽微な修繕

	実習用苗畑資機材置 小屋(苗畑)	木造平屋建	9.7m2	建物維持管理	・建物保守点検、清掃(備品を含む) ・軽微な修繕
	更衣室倉庫	木造平屋建	64.39m2	建物維持管理	・建物保守点検、清掃(備品を含む) ・軽微な修繕、巡視
	公衆便所(4棟) (中央広場、多目的 広場、ピクニック ランド、キャンプ 場)	壁式鉄筋コンクリー ト造平屋建	19.2m2(3棟) 19.9m2(1棟)	建物維持管理 浄化槽点検	・建物保守点検、清掃(備品を含む) ・軽微な修繕 ・浄化槽の維持点検、法定検査
	中央広場内車庫資材 庫休憩室	木造平屋建	89.23m2	建物維持管理	・建物保守点検、清掃(備品を含む) ・軽微な修繕、巡視
	雑芥処理施設 (中央広場)	C B・平屋	9.76m2	建物維持管理	・建物保守点検、清掃(備品を含む) ・軽微な修繕、巡視

3 施設

区分	名称	場所	数量	業務内容	業務の範囲
施設	芝生	中央広場 星の広場 多目的広場 ピクニックランド 合計	6,007m2 1,566m2 9,997m2 6,618m2 24,188m2	芝生維持管理	・芝生管理(施肥、芝刈り、除草、病虫害防除、 目土かけ、灌水)及び清掃
	樹木	中央広場 多目的広場 野鳥食餌植物園 ピクニックランド 体験苗畑 合計	1,199本 844本 105本 172本 216本 2,536本	樹木管理	・樹木管理(高木剪定、施肥、寄植刈込、雪囲い設置 撤去、不良木枯損木処理)及び清掃
	緑地	中央広場 ピクニックランド 多目的広場 野鳥食餌植物園 体験苗畑	37,935m2 4,860m2 5,460m2 3,700m2 445m2	緑地管理	・緑地管理(刈払い)及び清掃

		キャンプ場(テントサイト) 合計	587m2 52,987m2		
	駐車場(4箇所)	中央広場 多目的広場 ピクニックランド 合計	2,864m2 1,253m2 3,678m2 7,795m2	駐車場維持管理	・ 駐車場内の事故防止及び清掃、除雪
	舗装道路	中央広場 多目的広場 ピクニックランド 合計	600m 185m 524m 1,309m	道路維持管理	・ 事故防止及び路面清掃、除雪
	遊歩道	中央広場 薬草園 その他 合計	49m 515m 4,503m 5,067m	遊歩道維持管理	・ 路体の維持管理、点検 ・ 木製構造物(階段工など)の維持管理、点検
	沼地	野鳥食餌植物園 ひょうたん池 ピクニックランド 合計	124m2 1,014m2 170m2 1,308m2	沼地管理	・ 沼地管理及び清掃

4 工作物

設置施設	工作物の名称	構造等	設置数量等	業務の範囲
中央広場	スロープ スロープ手摺り スロープ防護柵 階段(4箇所) 階段手摺り 曲線ベンチ 水路 給水設備 水飲器 照明電気設備 学習展示館内展示 施設	アスファルト舗装 ステンレス コンクリート ステンレス 木製、基礎コンクリート	76.5m 76.5m 27.3m 44.2m 13.9m 19.7m 150m 1式 1式 1式 1式	・事故防止 ・簡易な修繕及び清掃、除雪 ・水質検査、配水池清掃、テレメーター管理
多目的広場	階段 歩道橋 園名板 水路 水飲器	コンクリート P C橋 コンクリート	17.1m 12m 1基 700m 1式	・事故防止 ・簡易な修繕及び清掃
ピクニックランド	遊具 防護網 ウォーターフロントラ 四阿 案内板 縁台 ベンチ 水路 転落防止柵	木製 コンクリート 木製 木製 木製 コンクリート 木製	15基 71m 305m2 1棟 1基 1基 1基 800m 1式	保守点検

山形県眺海の森管理運営業務仕様書

I 基本的事項

1 基本コンセプト

(1) 設置目的

野外学習やレクリエーション等の場を提供することにより、県民の森林に対する理解向上や保健・休養及び自然愛護思想の向上に資する。

(2) 管理運営方針

- ① 眺海の森は、自然体感機能や自然学習・教育機能、レクリエーション機能等の複合的機能を持つ施設であり、施設の利活用促進に向け、指定管理者が独自に企画し実施する事業等と相まって、施設の保有する諸機能が効果的に発揮される管理運営を行うこと。
- ② 幅広い層に対し、森林の持つ多面的機能の理解醸成が図られるよう、森林空間を活用した特徴のある多様なプログラムやイベントを展開するとともに積極的な情報発信を行うことで利用者の拡大に努めること。
- ③ 特定の個人や団体・グループに対して、有利あるいは不利となるような取扱いをしないこと。
- ④ 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。

2 施設の運営に関する基準

(1) 利用日及び利用時間

- ① 利用日は、4月10日から11月30日までの範囲内で、年間201日以上とする。
- ② 利用時間は、1日7時間以上とする。
- ③ 指定管理者が具体的に利用日、利用時間を定めるときは、利用者の利便性を考慮し、知事の承認を得たうえで決定する。

(2) サービスの向上

施設を清潔に保ち、その機能の保全保持に努めるとともに、利用者の意見等の把握、サービス向上等の検証を行う等、利用者の増加に努めること。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応すること。

(3) 公平な施設の供用

施設の供用に当たっては、利用者の公平性を確保すること。

(4) 地域との連携について

地域人材の活用や周辺施設等と有機的な連携を図り、効果的な施設の運営に努めること。

3 人員体制

管理運営業務を円滑に遂行するため次のとおり人員を配置し、研修を行うこと。

(1) 指定管理者が配置する職員

当該施設の安定的な運営が可能となる人員の配置並びに有資格者又は経験者等を配置すること。

(2) 職員に対する研修の実施

当該施設の安定的な運営に必要な人材の育成及び研修を行うこと。

4 危機管理対応

(1) 通報体制

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、県をはじめ関係機関に通報するものとする。

(2) 予防対策

危機管理体制を構築し、対応マニュアルを作成して、災害時の対応について随時訓練を行うこと。
また、消防署等からの指摘があった場合は、適切に改善措置を講ずること。

(3) 大規模災害発生時の避難所としての使用

酒田市内で災害が発生した場合、又は県内及び隣接県等での大規模災害発生時には、避難所として使用される場合がある。その場合は、施設本来の目的での使用が制限され、又は不能となる。

5 環境への配慮

指定管理者は、県が推進する「やまがた ECO マネジメントシステム」に基づく取組みを参考に、自らが行う事業活動において省エネルギーや廃棄物の削減等に可能な限り取り組むとともに、規制を受ける環境関係法令等を確実に遵守し環境負荷の低減に努めるものとする。

なお、温室効果ガスの削減等、環境負荷の低減に向けた取組みに当たっては、県環境保全率先実行計画（第5期）の内容に留意すること。

6 労働関係法令の遵守

指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）や最低賃金法（昭和34年法律第137号）などの労働関係法令を遵守し、労働者の雇用及び労働条件について配慮すること。

7 リスク負担

県と指定管理者の間におけるリスク負担は次のとおりとする。

段 階	リスクが生ずる原因		負担者	
	種 類	内 容	県	指定管理者
共 通	法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更等	協議事項	
	物価変動 (※1)	指定後のインフレ・デフレ		○
	金利変動	金利変動		○
	税制度の変更	一般的な税制変更（消費税を除く。）		○
		消費税の変更	○	
	不可抗力	天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のものの発生等によ	協議事項	

		る業務の変更、中止、延期		
申請段階	申請コスト	指定管理者の指定申請時における費用負担		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
運営段階	施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張		○
	施設等の損傷	管理上の瑕疵による施設等の損傷		○
		上記以外による施設等の損傷	協議事項	
	債務不履行	施設設置者（県）の協定内容の不履行	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による業務及び協定内容の不履行		○
	損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う損害		○
		上記以外による事故及びこれに伴う損害	協議事項	
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
		施設等の不備や火災等の事故その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のものの発生等による臨時休館等に伴う運営リスク（※2）	協議事項	
		天災、人災等の大規模災害発生等による避難施設設置等に伴う運営リスク（※2）	協議事項	

※1 施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合は、協議事項とする。

※2 運営リスクの協議事項は、指定管理者からの報告を受けた後、速やかに災害等への対応、費用負担等を協議するものとする。

8 物品等の帰属

- ・備え付けの物品、県が購入の上貸与した物品については、県に帰属する。ただし、前記以外で、指定管理者が指定期間中に購入した物品については、指定管理者に帰属する。
- ・物品の使用及び保管については、善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。
- ・貸与する物品については、別添1－1「山形県眺海の森貸与物品一覧」のとおりとする。
- ・指定管理者は、県に帰属する物品について処分を行おうとするときは、原則としてその都度県に報告し、その承認を得るものとする。（ただし、緊急に除去しなければならない場合等は、その限りではない。）また、物品の異動については、山形県が示す備品一覧表等により整理することとする。
- ・指定管理者は、県に帰属する物品について、毎年3月末の現在高と照合の上、翌4月末までに県にその管理状況を報告することとする。

9 施設等の修繕

指定管理者は、施設等の状態を常に把握するとともに、修繕や更新が必要な箇所について、随時県に報告するものとする。

修繕の実施及び経費負担に関して、県は経年劣化等に伴う修理や更新などで、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む）を超える比較的大規模な修繕を行うこととし、指定管理者はこれ以外の小規模な修繕を年間修繕費の額の範囲内で行うことを原則とする。

10 管理運営に係る経費（指定管理料）

（1）指定管理料の額

県の予算の範囲内で、指定管理者に支払うものとする。

（2）指定管理料の支払い

県は会計年度（4月1日から翌年3月31日）を基準として、分割で支払うものとする。支払方法、時期等については年度協定で定めるものとする。

11 業務の委託

指定管理者は、清掃や設備の保守点検等個々具体的な業務を県と協議のうえ第三者に委託することができるものとする。ただし、管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

12 関係帳簿等の整備

指定管理者として作成した帳簿書類等は、会計年度ごとに作成し、5年間保存すること。

13 原状回復義務

（1）指定管理者は、施設等の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議することとする。

また、指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、その管理を行わなくなった施設等を原状に復さなければならない。

（2）指定管理者は、施設等を汚損し、又は亡失した時は、県の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

14 指定管理者が行う情報公開

（1）文書等公開の実施

指定管理者が行う県の公の施設の管理に関して作成し、又は取得した文書等について、文書等の公開に関する手続を定めて、公開を実施すること（ただし、指定管理者が地方公共団体又は既に県の公文書開示制度と同様の内容の文書等の公開に関する制度を実施している団体等である場合を除く。）。

指定管理者の文書等の公開の実施に際しては、県の公文書開示制度において開示される情報と同程度の情報の公開が確保されるよう留意するとともに、文書等の公開に関する苦情処理について外部の有識者等の意見聴取又は県との協議を行うなど公正かつ適切に処理されるよう配慮すること。

なお、県は、文書等の公開の実施状況等について指定管理者に報告を求め、確認することができるものとする。

（2）指定管理者が行う行政処分の審査基準及び標準処理期間の公表

指定管理者は、施設設置条例に基づく利用許可や利用料金の免除等の行政処分を行うこととなるため、山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）の規定に基づき当該処分に関する審査基準及び標準処理期間を公表すること。

公表は、指定管理者が管理を行う公の施設、指定管理者の事務所その他申請の提出先及び県の情報公開窓口（行政情報センター及び総合支庁窓口をいう。以下同じ。）における資料の閲覧並びにインターネット上や刊行物での公表その他適宜の方法により行うものとする。

（３）公の施設の管理運営に関して提供又は公表が必要な情報の公開

当該公の施設の管理に関して指定管理者が行う各業務の責任者又は担当者の情報、当該公の施設の利用状況や企画事業等のお知らせ等の当該公の施設の管理運営上公開すべきと判断される情報については、必要に応じて、適宜の方法により、積極的に提供又は公表を行うものとする。

15 指定管理者に対する監督・監査

- （１）県は、指定管理者が管理する施設の適正な運営を期するため、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地に検査し、又は必要な指示を行うことがある。
- （２）県は、指定管理者が県の指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化しているなど、施設の適正な管理に著しい支障が生じるおそれがある場合は、指定を取り消す場合がある。
- （３）県又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る事務について監査を行う場合がある。

16 その他

指定管理者に指定された後、速やかに現在の関係者等との業務引継ぎに入ることになる。

なお、業務引継ぎ及び管理運営の準備に要する費用については、指定管理者の負担とする。

また、指定管理者は、指定期間終了若しくは指定取消等により業務を引き継ぐ際には、円滑な引継に協力し、必要なデータ等を遅滞なく提出するものとする。

Ⅱ 管理運営業務

山形県眺海の森の管理運営業務は、以下のとおりとする。

なお、県と指定管理者の間における業務分担については、別表１「業務分担表」のとおりとする。

１ 施設の運営に関する業務

（１）施設の利用許可等に関する業務

- ① 利用計画の管理、調整
- ② 利用の予約の受付
- ③ 利用許可申請書の受理、利用の許可及び利用許可書の発行
- ④ 利用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び利用の停止

（２）企画事業に関する業務

指定管理者は、森林への親しみや木の文化を深めてもらい、暮らしの中に木を活かす「木育」の取組や企業と連携した健康領域での森林利用など、新たな利用者層の確保につながるような企画事業を積極的に展開すること。

実施に当たっては、別表２「企画事業の例示」を参考にすること。

２ 施設等の維持管理に関する業務

次の基準により、効果的・効率的な施設等の管理を実施すること。

なお、施設管理の実施に当たり、防火管理者の選任及び必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとする。

また、業務委託による実施の場合は、必要な免許等を有している者に委託するものとする。

（１）施設全体の維持管理に関する業務

- ① 利用者が安全かつ快適に利用できるための施設の維持管理

詳細は、別添１－２「山形県眺海の森管理業務仕様一覧」２（１）、（２）のとおり

（２）施設全体の運営管理に関する業務

- ① 施設全体の管理運営マネジメント業務
- ② 施設の管理運営に係る総務・経理業務
- ③ 事業報告書の作成及び報告業務

詳細は、別添１－２「山形県眺海の森管理業務仕様一覧」２（３）のとおり

３ その他の業務

（１）自主事業の実施

自己の責任と費用により、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、当該施設の利用促進・活性化、利便性の向上等につながるものとなるよう、その内容、時期等を検討し、必要に応じ実施することができる。自主事業による収入は指定管理者が収受することとする。

なお、自主事業を実施するにあたっては、あらかじめ県の承認を得るものとする。

（２）事業計画書及び収支計画書の作成

事業計画書及び収支計画書については、毎年度提出するものとする。指定期間の前年度（募集年度）においても、指定管理者として指定された後、包括協定及び指定期間初年度の年度協定締結に

向けて改めて提出するものとする。

(3) 事業報告書の作成

毎年度事業終了後 30 日以内に、前年度分の事業報告書を作成し、提出するものとする。

また、指定法人等の決算が整い次第、指定法人等に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他財務の状況を明らかにすることができる書類を提出するものとする。

なお、事業報告書に記載する主な内容は次のとおりとし、協定書において定めるものとする。

- ① 業務の実施状況及び利用の状況
- ② 業務に係る経理の状況（管理経費の支払い明細を含む）
- ③ サービスの向上を図った事項と成果
- ④ 環境配慮の取組状況
- ⑤ その他必要な事項

(4) 月例報告

指定管理者は、各月の業務の実施状況及び各施設への入園者数について、翌月の 5 日までに報告するものとする。

(5) サービス向上に向けた自己検証の実施及び当該検証結果の県への報告

指定管理者は、アンケートの実施等により利用者の意見・要望を適切に把握するとともに、サービス向上に向けた自己分析・検証を行い、その検証結果を報告するものとする。

(6) 指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたときの引継業務

指定期間の満了日の翌日以降又は指定取消しの効力発生年月日以降で既に利用の申込があった事項、実施が決定している事項、その他施設の維持管理に関しての留意事項等について、円滑な業務引継ぎを行うものとする。

(7) 損害賠償責任保険への加入

指定管理者は、管理区域内で発生した事故について第三者への賠償責任を補償する保険に加入するとともに、事故が発生した場合には、誠意をもって被害者との交渉に当たらなければならない。

(8) その他の業務

- ① 定期的な意見交換
- ② 問題が生じた際の連絡調整

別表 1

業務分担表

県と指定管理者の間における業務分担については、下表のとおりとする。

業 務 項 目		内 容	業 務 実 施 者		備 考
			県	指 定 管 理 者	
1 施設の運営に関する業務	(1) 運営方針の策定等	施設全体の運営方針等の策定	○	○	
	(2) 施設内外の連絡調整等に関すること	関係機関との連携及び連絡調整	○	○	
	(3) 県予算に関すること	予算管理、決算	○		
		支出事務	○		
	(4) 施設の利用許可等に関する業務	利用計画の管理、調整		○	
		利用計画の管理、調整への協力支援	○		
		利用予約の受付		○	
		利用許可申請書の受理、利用の許可及び利用許可書の発行		○	
		利用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び利用の停止		○	
	(5) 企画事業の実施に関する業務	企画事業の企画・実施業務		○	
		企画事業への指導補助及び企画・実施支援業務	○		
	(6) その他施設の運営に関する業務	閉館時の在館者の確認及び退去指示		○	
		閉館時における施錠すべき窓扉の点検、全館戸締り		○	
		郵便物等の收受及び整理		○	
2 施設等の維持管理に関する業務	(1) 施設等の管理に関する業務	清掃管理業務		○	
		消防用設備点検業務		○	
		その他施設管理業務		○	
	(2) その他施設等の管理に必要な業務	物品の保守・管理に関する業務		○	
		危機管理業務		○	
		安全衛生管理（クマ・ハチ等危険な生物への対応を含む）		○	
		施設の火災共済保険加入	○		
		損害賠償責任保険への加入		○	
		施設管理に付随する業務		○	
3 その他の業務	(1) 自主事業の実施	設置目的の効果的な達成のための自主事業を必要に応じ実施		○	
	(2) 事業計画書及び収支計画書の作成	詳細な事業計画及び収支計画を作成し、毎年度県に提出		○	

(3) 事業報告書の作成	毎年度事業終了後 30 日以内に、前年度分の事業報告書を作成し、提出		○	
(4) 月例報告	事業実施状況、各施設への入園者数について、毎月報告書を提出		○	
(5) サービス向上に向けた自己検証の実施と検証結果の県への報告	実施したアンケート等により、利用者の意見を踏まえて検証を行い報告		○	
(6) 指定期間が満了したとき又は指定が取消されたときの引継業務	指定期間が満了したとき又は指定が取消されたときの引継業務		○	
(7) その他の業務	定期的な意見交換	○	○	
	問題が生じた際の連絡調整等	○	○	

企画事業の例示

(令和5年度実施)

期日	事業名	事業内容	延 べ 人 数 (人)
①4/29 (土)	森林教室	・山野草観察の散策	33
②6/18 (日)		・木製オリジナル写真立てづくり	31
③8/6 (日)		・桜の実採取の散策 ・果実酒 (桜の実) づくり ・手作りとんぼづくり	11
④10/1 (日)		・親子ウォークラリー ・木の枝ボールペンと木工ネームづくり	18
⑤11/5 (日)		・木の実探しの散策 ・焼き杉の鍋敷きとほおの木のスプーンづくり ・紅葉狩り散策	32
⑥12/3 (日)		・なめこの植菌体験 ・リースづくり ・ハーブのエアーフレッシュナーづくり	39
4/29 (土)	緑の苗木プレゼント	ブルーベリー苗木のプレゼント	200
9/23 (土)	グラウンドゴルフ交流大会 (ピクニックランド)		162

「山形県眺海の森貸与物品一覧」

備品等 (I 種)

名 称	規 格	数 量	備 考
原色牧野植物図鑑	正編A版	1	S63購入
原色牧野植物図鑑	続編A版	1	S63購入
オーバーヘッドプロジェクター	プラス: CX-100 28-74	1	S63購入
顕微鏡	ビクセン: ミクロフォート900	2	S63購入
カメラ	ニコン: F301ケース付	1	S63購入
レンズ	ニコン: A128-85ミリ	1	S63購入
スピードライト	ニコン: SB-16B	1	S63購入
三脚	スリックグラン: マスタースポーツ3	1	S63購入
演台	コクヨ: WA-15R	1	S63購入
保管庫	コクヨ: S-365引違い	1	S63購入
会議用テーブル	コクヨ: KT-S30RN	19	S63購入
ハンドマイク(メガホン)	ナショナル: WD-360A	1	S63購入
ワイヤレスアンプ	ナショナル: WX-200	1	S63購入
ワイヤレスマイク	ナショナル: WX-100A-9K	2	S63購入
双眼鏡	ニコン: スーム8・16x40	1	S63購入
双眼鏡	ケンコー: 3倍スーム型6・18x35	4	S63購入
スクリーン	大型スプリングロー式: ウチダ: BR-24	1	S63購入
双眼鏡	ケンコー: 3倍スーム型6・18x35	1	S63購入
スライド映写機	ウチダ: キャビンAF-2500ケース付	1	S63購入
竹垣石組図解事典		1	S63購入
実用造園樹木写真資料集		1	S63購入
門と屏施工例写真集		1	S63購入
グランドカバープランツ	B5版	1	S63購入
庭公園樹と地植物		1	S63購入
竹垣と生垣		1	S63購入
樹木	生編	1	S63購入
樹木	続編	1	S63購入
ホワイトグリーンボード	プラス: RW-B36A	1	S63購入
ロッカー	コクヨ: LK-3	1	S63購入
ロッカー	コクヨ: LK-2	1	S63購入
長イス	ステンレス脚: コクヨ: CN-220	5	S63購入
会議用テーブル	和机: コクヨ: KT-B43RN	2	S63購入
脚立	コクヨ: SD-37	1	S63購入
保管庫	コクヨ: S-335	2	S63購入
事務用回転イス	コクヨ: CR-2	2	S63購入
事務用机	コクヨ: SD-S5S3	3	S63購入
事務用机	コクヨ: SD-S1033	1	S63購入
かさ立て	プラス: 09-856: 45型	1	S63購入
ペーパーハンガー	コクヨ: HP-LDHIN	1	S63購入
レンズ	ニコン: Ai100x300	1	S63購入
会議用テーブル	コクヨ: KT-S30RN	1	S63購入
電話機	NTTテートンD	1	S63購入
冷凍冷蔵庫	ナショナル: NR-247TR-GM	1	S63購入
応接イス	コクヨ: CE-15S	2	S63購入

名 称	規 格	数 量	備 考
応接長イス	コクヨ:CE-18S	2	S63購入
応接テーブル	コクヨ:NT-32R	1	S63購入
壁掛時計	セイコー:レヌポワールSH355B	1	S63購入
壁掛時計	シチズン:ビジネール8MG	1	S63購入
壁掛時計	シチズン:8MG332	1	S63購入
壁掛時計	シチズン:4MG492	1	S63購入
業務用掃除機	乾湿両用型	1	S63購入
サイドボード	コクヨ:MG-7SRN	1	S63購入
コートハンガー	コクヨ:CH-US12	1	S63購入
両開ガラス書棚	コクヨ:MG-1GKR	1	S63購入
原色牧野和漢薬草大図間		1	S63購入
ホームタンク	HT-型 427リットル	1	S63購入
食器棚	894x440x1900	1	S63購入
「展示館ご案内」パネル(入口脇)		1式	H12設置
「眺海の森インフォメーション」パネル		1式	H12設置
「森のカルタとり図鑑」(パソコン)	IBMPC-300PL	1式	H12設置
「森のカルタとり図鑑」(液晶モニター)	PRINCETON PTFBSF-17	1台	H21設置
「コンピュータ野鳥図鑑」(パソコン)	富士通FMVM4076	1式	H12設置
「山菜きのこ採取ゲーム」(パソコン)	IBMPC-300PL ソニーCPD-E200(モニター)	1式	H12設置
「庄内と対馬海流」パネル		1式	S63購入
「南限・北限の植物とその利用」パネル		1式	S63購入
「季節風と生活」パネル		1式	S63購入
「海岸砂防林のしくみ」パネル(模型あり)		1式	S63購入
「海岸砂防林の歴史」ー飛砂との闘い」パネル		1式	S63購入
丸太4本		1式	S63購入
「庄内を代表する木」パネル4枚		1式	S63購入
「木と生活用具と民具」(実物あり)」パネル		1式	S63購入
「住まいと木」(住宅模型あり)」パネル		1式	S63購入
「海・川と木造船」		1式	S63購入
「森林と私たちの暮らし」		1式	H12設置
「森の香りと秘密」		1式	H12設置
「農業をうるおす森林の水」		1式	S63購入
「繰り返し森林を育てる林業(円形ジオラマ)		1式	H12設置
眺海のブナ林(ジオラマ、はく製など)		1式	S63購入,H12改修
「庄内平野の平面図と写真」		1式	S63購入
「春を待つ冬の生き物たち」		1式	H12設置
積雪と森林の状況ジオラマ		1式	S63購入
くまごあいさつ(人形)		1体	S63購入
ガステーブル	リンナイ ハオ480-2A	1	H17購入
デジタルテレビチューナー	BUFFALO DTV-H300	1	H21購入
レッドデータブックやまがた	絶滅危惧野生植物 2013年改訂版	1	R4購入
レッドデータブックやまがた	山形県の絶滅のおそれのある野生動物	1	R4購入
やまがた百名山	ISBN:978-4-910883-01-4 第6版	1	R5購入
ベルトディスクサンダー	京セラ BDS-1010	2	R5購入
トリマ	マキタ M373	2	R6購入
長机	アイリスチトセ AK-OT-1845T-C	10	R6 購入
ブラックボード	アスカ BB041	3	R6 購入
竹用ドリルセット	スターエムNo.7001 No.601(9,10,12,15,18)	5	R6 購入

名 称	規 格	数 量	備 考
匏	藤原産業 梅鉢龍馬 細工平匏 42×150	4	R6購入
治具	酒井産業 9.8×33.8×3.8cm	3	R6 購入
木製遊具 パズル 大		1	R6 購入
木製遊具 パズル おんぶおばけ		2	R6 購入
木製遊具 恐竜パズル 大		2	R6 購入
木製遊具 恐竜パズル 大(色付き)		2	R6 購入
木製遊具 積木 小(軽トラ)		1	R6 購入
木製遊具 積木 小(ぞう)		1	R6 購入
木製遊具 野菜独楽		6	R6 購入
木製遊具 こころこ		5	R6 購入
木製遊具 ころりん		2	R6 購入
木製遊具 からこ		2	R6 購入
木製遊具 魚つり		2	R6 購入
木製遊具 こころこ 中 きりん(車付き)		2	R6 購入
木製遊具 車		2	R6 購入
絵本「森の絵本」		1	R6 購入
絵本「森の歌が聞こえる」		1	R6 購入
絵本「はるなつあきふゆのたからさがし」		1	R6 購入
絵本「あの森へ」		1	R6 購入
絵本「いろいろはっぱ」		1	R6 購入
絵本「ちいさなふしぎな森」		1	R6 購入
絵本「じめんのうえとじめんのした」		1	R6 購入
絵本「森のオーケストラ」		1	R6 購入
絵本「もりのなか」		1	R6 購入
絵本「もりのこびとたち」		1	R6 購入
絵本「ツリーハウスがほしいなら」		1	R6 購入
絵本「森のイスくん」		1	R6 購入
絵本「もりへおいで」		1	R6 購入
絵本「のねずみくんのもりの1ねん」		1	R6 購入
絵本「ふしぎな森のものがたり」		1	R6 購入
絵本「よあけ」		1	R6 購入
絵本「もりはみている」		1	R6 購入
絵本「もりの100かいだてのいえ」		1	R6 購入
絵本「めぐる森の物語」		1	R6 購入
絵本「わたしの森に」		1	R6 購入
絵本「みんなでたのしむもりのえほん」		1	R6 購入
絵本「もりのてぶくろ」		1	R6 購入
絵本「森を育てる生きものたち」		1	R6 購入
絵本「山に木を植えました」		1	R6 購入
絵本「森のいのち」		1	R6 購入
絵本「森のなかへ」		1	R6 購入
絵本「ようこそ森へ」		1	R6 購入
絵本「森の木」		1	R6 購入
絵本「もりへさがしに」		1	R6 購入
絵本「もりのえほん」		1	R6 購入
絵本「もりのかくれんぼう」		1	R6 購入
絵本「木はいいなあ」		1	R6 購入
絵本「もりのかくれんぼ」		1	R6 購入

名 称	規 格	数 量	備 考
絵本「どんぐりきょうだい」		1	R6 購入
絵本「びっくりまつぼっくり」		1	R6 購入
絵本「大型絵本もりの100かいだてのいえ」		1	R6 購入
絵本「はやしでひろったよ」		1	R6 購入

備品等（Ⅱ種）

ナンバー	名 称	規 格	数量	購入年月日	備 考
0047	鹿のトロヒー		2	S63.10.14	
0052	ポータブルプレイヤー	WE-200XC	1	H 1. 3.31	什器備品
0086	ピクニックランド入口 擬木柱		1	H 2. 8.31	什器備品
0101	コートローラー	750kg	1	H 3. 3.31	
0102	集会用テント	三方幕付	1	H 3. 3.31	
0103	事務用デスク		1	H 3. 3.31	
0140	ラッピングマシーン	RM	1	H 6. 3.31	
0144	コタツセット		1	H 6. 3.31	
0170	指導標		1	H 9. 9. 3	
0171	利用上のお願い看板	ピクニックランドテニスコート	1	H 9. 9. 3	什器備品
0172	利用上のお願い看板	ピクニックランドグラウンド	1	H 9. 9. 3	什器備品
0182	案内看板	展示館、多目的、中央	3	H10. 9. 4	什器備品
0188	エンジンポンプ	SE-40W	1	H12. 2. 3	
0194	図書コーナー衝立セット		1	H12. 3.31	
0196	インパクトドライバー		1	H12. 9. 6	
0209	下草刈モア	HRC9050	1	H15. 3.28	
0210	コンプレッサー	エアーパンチ EC713	1	H15. 3.28	
0225	プラズマテレビ	TH-P46RT2B	1	H23. 7.12	什器備品(5年)
0240	チェンソー	E-2035SE/400VX	1	H28.10. 9	
0241	チェンソー	E-2035SE/400VX	1	H28.10. 9	
0248	来館者カウンター簡易型	CNT-4S	1	H28. 7. 8	
0251	発電機	デンヨーGA-2605V3	1	H31. 3. 7	
0252	背負式動力噴霧機	ラビットRSHR-250	1	H31. 3. 7	
0253	刈払い機	RM-1027-2TD新ダイワ	1	R 1. 9.18	Na.016376
0254	刈払い機	RM-1027-2TD 新ダイワ	1	R 1. 9.18	Na.016379
0255	刈払い機	RM-1027-2TD 新ダイワ	1	R 1. 9.18	Na.016383
0256	刈払い機	RM-1027-2TD 新ダイワ	1	R 1. 9.18	Na.016386
0257	刈払い機	RM-1027-2TD 新ダイワ	1	R 1. 9.18	Na.016391
0258	テーブル丸のこ	HiKOKI C10FE スタンド込み	1	R 2. 7.27	
0143	スイパー	W-26C	1	H 6. 3.31	機械装置
0221	金太郎ダンプ	スズキ DA63T	1	H22. 3.10	車両運搬具
0223	金太郎リフトダンプ	スズキ DA63T	1	H22. 3.26	車両運搬具
0224	芝刈機	マルチモア LM81T	1	H23. 3.10	機械装置
0230	グリーンスイーパー	ハロネス FS-70	1	H24. 9.21	機械装置
0231	会議用テーブル台車		1	H25. 6. 7	
0232	会議用テーブル台車		1	H25. 6. 7	
0233	肥料動力散布機	FH-603H	1	H25.10.10	
0234	肥料動力散布機	FH-603H	1	H25.10.10	
0235	クローラ運搬車	MB-1CD	1	H25.12.10	機械装置
0236	コロナストーブ	GH-B128F	1	H25.12.10	
0239	ストーブ	コロナ GH-B128F	1	H26.11. 7	
0242	除雪機	ホンダHSM1390i(JN)	1	H28.12.10	機械装置(5年)
0249	スバルフォレスター	2.0i EYESIGHT	1	H30. 3.27	車両運搬具(5年)
0250	雑草刈機	HRC804	1	H30. 8.10	機械装置(5年)
0259	軽自動車 バン	スズキ エブリィ PA3型	1	R3.3.19	車両運搬具(5年)
0260	乗用芝刈機	ホンダ R216T AWD	1	R4.3.24	機械装置(7年)

1. 基本事項

- (1) 下記「管理内容」に記載する事項は、原則として利用期間（毎年4月10日から11月30日まで）における管理業務内容である。
- (2) 休園期間（毎年4月1日から4月9日及び12月1日から翌年3月31日まで）における管理業務は、原則として指定管理者の裁量により、降雪等の気象状況を踏まえた適宜の保安警備（見廻り監視）とする。
- (3) 各広場（キャンプ場を含む。）及び駐車場に係る芝生管理等の清掃関連業務については、指定管理者の裁量により、来園者等に不快感を与えることのないような頻度で適宜実施するものとする。

2. 管理業務内容は、次のとおりとする。

(1) 施設管理

施設名	作業方法・仕様	備考
野外清掃	広場、駐車場、道路などのゴミをトラック等で移動しながら収集し、分別のうえ処理する。	
トイレ	(1) 対象トイレは次のとおり。 ① 森林学習展示館内トイレ ② 中央広場駐車場トイレ ③ 多目的広場駐車場トイレ ④ ピクニックランドトイレ ⑤ 作業員詰め所トイレ ⑥ キャンプ場トイレ (2) 維持管理 ① 保守点検 ② 薬品投入 ③ 水質検査 ④ 浄化槽清掃 (3) 浄化槽法定検査 ① 6ヵ所の浄化槽について法定検査を受ける。 (4) トイレの清掃等 ① トイレ内及び便器・洗面台の清掃 ② トイレトペーパーの補充	
水道設備	(1) テレメータによる流量管理・異常発生時の管理 ① 自記流量計の記録を目視により判定する。 (2) テレメータの機能点検（年1回） (3) 水質検査（法定） ① 全項目試験（50項目）：1回 ② 省略項目（10項目）：月1回 (4) 受水槽清掃（簡易水道に準じた取り扱い） ① 水抜きをして内部を清掃する。（年1回） (5) その他 ① 給水器具の管理（破損の有無などを巡視して管理する） (6) 水道料の支払い	
電気設備	(1) 電気事業法に基づく保守点検 ① 森林学習展示館、ピクニックランド、多目的広場、貯水槽、キャンプ場 ・隔月1回の点検（使用状態での漏電電流測定、負荷電流の測定、目視点検等） ・電気を停止しての年次点検（年1回）、臨時点検（必要の都度） ・不良箇所回収の指導、助言 ・電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成 ・その他必要な事項 (2) 電気料の支払い	

森林学習展示館	(1) 警備 機械警備により異常情報（盗難、火災等）を受信した場合に関係機関へ連絡し、現地へ急行し、安全の確保・損害拡大の防止を図る。 (2) 清掃・消耗品の補充 館内を清掃するとともに、石鹸などの消耗品を随時補充する。 学習展示館の床ワックス清掃を行う。（年 8 回／開館期間） (3) 展示物の保守点検 ① 展示物に破損等の異常がないか目視で確認する。 ② 展示物システムの電気設備の点検整備を行う。 (4) 自動ドアの保守点検 機器の機能異常等について点検する。（年 4 回） (5) 消防設備保守点検（年 2 回） 次の設備について、外観・機能点検を行う。 ① 自動火災報知設備 受信機、感知機（差温スモット、低温スモット、煙）発信機、表示灯、電源及び配線 ② 消火器 ③ 誘導標識 (6) AED（自動体外式除細動器）の設置・点検等 ① AEDを設置し、設置場所を施設利用者にもわかりやすく案内表示するとともに、日常点検として点検記録簿にも記録し、常時利用可能な状態を維持する。 ② 救命措置が必要となる事態が生じた際には、救急車到着までの間、AEDの使用及び普通救命処置を行う。	
遊歩道	(1) 指導標維持管理 指導標の文字が劣化により読みにくくなっている場合、塗料を塗りなおす。 (2) 刈払い 歩行に支障をきたすことのないように支障木等を除去する。 除去した支障木等の一部は堆肥やクラフトの材料に再利用する。	
遊具	(1) 施設の目視による点検 (2) 簡易な修繕	
キャンプ場	(1) テントサイトにおける刈払い機による下草刈り (2) 炊事場、テントサイトの清掃、火気の後始末 (3) 利用者の指導	
幹線道路	(1) 清掃及び土砂除去 トラック移動しながら、路面、側溝、集水桝等に溜まった落枝、落ち葉を集め、支障のない場所へ集積する。 (2) 刈払い 視距を確保するため、道路脇の支障となる草木を除去する。（刈払い機による刈払い）その他の方法による場合は県と協議すること。	

（２）植物管理

区 分	作 業 種	作 業 方 法 ・ 仕 様	備 考
樹木	薬剤防除	散布日は、風、日照、降雨等の気象条件を検討し決定する。枝葉の表裏両面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布し水滴が落ちるほど散布しない。 散布者は直接肌が出ないよう準備し、風下から風を背に受ける形で風上に向かって歩き、薬剤を吸引しないように注意する。 散布後は石鹸で手や顔を洗う。	対象：カイガラムシ、花木諸病気
	施肥	深さ 20 cm 程度の溝に肥料を敷き込み覆土する。 溝堀の際は支根を傷つけないよう注意し、細根が密集している場合は、その外側を掘る。施肥後はよく手や顔を洗う。	
	灌水	人力による灌水。樹木の状況を見ながら、萎縮状態にならないよう灌水する。地表面から水を浸み込ませる。	

	雪囲・撤去	① 雪囲い方法は、カラミ工、タバネ工の２種類とする。 ② 設置・撤去の時期を逸しないように注意する。 ③ 保管材料は、保管場所より搬出し、撤去後には乾燥させた後、所定の保管場所に搬入する。 ④ 支柱材を設置する場合は、樹木の根係を傷めないように注意する。	
	剪定・整枝	雪折れ等により樹形がくずれた樹木の整姿のため、及び病虫害の防止のために行う。 剪定の方法や時期は適期に行い、花木では花芽分化時期は避ける。 特に病虫害枝、危険枝、障害枝、弱小枝、冗枝は樹形・樹種に関係なく剪定する。	
	不良木・枯損木処理	周囲に来園者のいないこと、伐採方向、退避場所を確認し伐採する。 伐採木の根株は人がつまずいたりする危険のないよう地際より処理する。 除去した支障木等は堆肥やクラフトの材料に再利用する。	
芝生	芝刈（機械）	芝刈機による芝刈。 石などの障害物を取り除き、樹木、施設などに損傷を与えないよう注意をしながら均一に刈り込む。芝刈後はきれいに掃除する。 芝の生育状況にあわせ芝高を調整する。踏圧の激しい箇所では過度の刈り込みを避け、芝高を高め調整する。	
	〃（人力）	刈払機により芝刈。樹木の根際等機械刈りの不能な場所。内容は芝刈（機械）と同様。	
	除草（人力）	芝生地に生えた雑草を根から丁寧に抜き取る。抜き取った雑草は所定の場所に集積処理する。	
	除草(除草剤)	薬剤は安全性が高く、雑草の種類により最も適したものを選定する。	
	目土かけ	指定の厚さにとんぼ等を用いて、むらなく均一に十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を行う。	
	灌水	所定の灌水量を芝生全面に行き渡るよう均一に散布する。	
	施肥	普通化成肥料を人力にて手撒きする。	
	薬剤散布	樹木「薬剤防除」に準ずる。	
	補植	補植箇所を大きめに形を整えてから切り取り、深さ 15 cm 程度まで、床上を交換したうえ沈下防止のため、よく転圧する。 張芝にあたっては、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧、目地を施し、よく灌水する。	
	薬草園	除草	人手による抜き取り除草。
沼地	刈払い	人力により下草を刈り払う。 その他の方法による場合は県と協議すること。	野鳥食餌植物園、ひょうたん池
緑地	刈払い	刈払い機により、下草を刈り払う。 その他の方法による場合は県と協議すること。	
樹林地	刈払い	刈払い機により、下草を刈り払う。 その他の方法による場合は県と協議すること。	

植物管理の数量基準については別添 1－3 のとおり

(3) 運営管理

区 分	内 容	作 業 方 法 ・ 仕 様	備 考
利用者の指導		利用マナー遵守の呼びかけ等。	
施設利用受付		施設利用者の受付事務を行う。	
利用者数等調査		利用者を定時にカウントし、記録する。 利用者の意見・要望を把握するため、アンケート調査等を実施する。	
問合せ対応		一般者から施設や行事の問い合わせに対し対応する。	
企画事業の実施	森林案内、木工クラフト等	企画立案、広報、申込受付事務、情報提供、資材の調達、安全管理、行事の運営、消耗品等の補充、講師との連絡調整、森の案内人の活動補助、森の案内人の研修等	
ボランティア活動支援		森の案内人の当番の日程調整をおこない、報償費などを支払う。森の案内人の技術向上のため、指導を行う。	
資材調達		常設プログラムで使う資材、道具、維持修繕に必要な資材などの調整をする。	
業者との連絡調整		専門管理などの業者と連絡をとり契約事務等を行う。 各種管理項目の調整を図る。 適正に業務が行われるよう監督する。	
連絡調整		エリア内の他所管施設や森林所有者、利用者、関係市町などとの連絡調整を図り、情報交換を行う。	
県への報告事務		利用状況、森の案内人活動状況、施設の破損状況などを取りまとめ報告する。 サービス向上に向けた自己分析・検証を行い、その検証結果を取りまとめ報告する。	
県との協議		管理上必要な事柄について情報をまとめ協議する。	

別添1-3

植物管理の数量基準

項目				数量	摘要		
1 經常的業務	①芝生管理	芝刈		24,188 m ²	中央広場、星の広場、多目的広場、ピクニックランド	}	
		除草		24,188 m ²	中央広場、星の広場、多目的広場、ピクニックランド		
		養生工	目土入れ	24,188 m ²	中央広場、星の広場、多目的広場、ピクニックランド		
		施肥		24,188 m ²	中央広場、星の広場、多目的広場、ピクニックランド		
		消毒（薬剤散布）		24,188 m ²	中央広場、星の広場、多目的広場、ピクニックランド		
		除草剤散布		24,188 m ²	中央広場、星の広場、多目的広場、ピクニックランド		
	②刈払	遊歩道刈払		5,067 m	展示館下、薬草園、いこいの広場、世界の森、郷土の森、保全林内		
		緑地刈払		52,987 m ²	中央広場、多目的広場、野鳥食餌植物園、体験苗畑、キャンプ場		
		沼地刈払		1,308 m ²	野鳥食餌植物園、ひょうたん池、ピクニックランド		
	③除草工	薬草園除草		937 m ²		} 必要に応じ実施	
	④樹木保育	消毒		2,536 本	低木・高木		
		施肥	高木	647 本			
			低木	1,889 本			
		雪囲い・除去		1,889 本	低木		
2 臨時的業務	①芝生補植			m ²			
	②樹木の剪定・整枝・枝打	高木		647 本			
		低木		1,889 本			
	③枯損木・不良木伐倒処理			本			
	④森林整理伐・受光伐			本			

項 目		内 容		備 考	
1 施設管理					
施設管理 (保守点検等)	専門管理保守	消防設備	消防設備保守点検 展示館	年間2回（自動火災報知設備、消火器、誘導標識）	
		減圧弁設備	保守点検料	3 台、ストレイナー等取り外し洗浄（年 1 回）	
		給水設備	受水槽清掃料 100m³, 1m³, RC		
			維持管理料（4 月～1 1 月）8 回	P H 及び残留塩素測定、圧力配水装置及び滅菌器の点検	
			維持管理料（1 2 月～3 月）4 回	P H 及び残留塩素測定、圧力配水装置及び滅菌器の点検	
			水質分析料	全項目、2 回	
			簡易専用水道検査	森林学習展示館現場検査	
		浄化槽設備	浄化槽維持管理料	6 棟 保守点検、清掃料	
			浄化槽法定検査料	6 棟 浄化槽法第 1 1 条検査	
		自動ドア保守 森林学習展示館		両引自動扉保守点検 年間 4 回	
		展示物 森林学習展示館		森林学習展示館内展示物のシステム点検整備	
		警備保障		森林学習展示館の警備 損害補償限度額 1 0 億円	
	一般管理保守	森林学習展示館 床清掃		3 6 0 . 3 4 m² 4月から12月, 3月	
	電気料		R5実績 1 0 , 7 9 5 kw		
	水道料		R5実績 3 4 3 m³		
	灯油		R5実績 2 0 0 リットル		
	ガス		R5実績 1 2 . 9 m³		
	施設賠償責任保険				
	軽微な維持修繕				
	消耗品費	資機材消耗品		チェンソー、刈払機等の消耗品等	
		施設消耗品		展示館・工房、給水施設、各広場の消耗品等	
	幹線道	刈払い		1 , 3 0 9 m	
		土砂撤去		1 , 3 0 9 m	
	除雪		1 0 回		
	山火事防止巡視		必要の都度随時		
	植物管理	植物管理		別添 1 - 3 植物管理の数量基準参照	
		芝生管理		別添 1 - 3 植物管理の数量基準参照	
		その他管理	緑地刈払い		別添 1 - 3 植物管理の数量基準参照
			除草工		別添 1 - 3 植物管理の数量基準参照
		作業員賃金			
車両維持管理費	保険料等		軽トラック1台相当分		
	車両整備費等		軽トラック1台相当分		
	燃料代		軽トラック1台相当分		
2 運営費（常設プログラム・イベント開催等）					
報償費		講師等謝金			
旅費		講師等費用弁償			
通信費		切手代等			
需用費		消耗品費			
保険料		各種行事保険		傷害保険加入	
3 事務費					
通信運搬費		電話料			
需用費		消耗品費			
事務職員賃金					

山形県眺海の森管理経費の状況

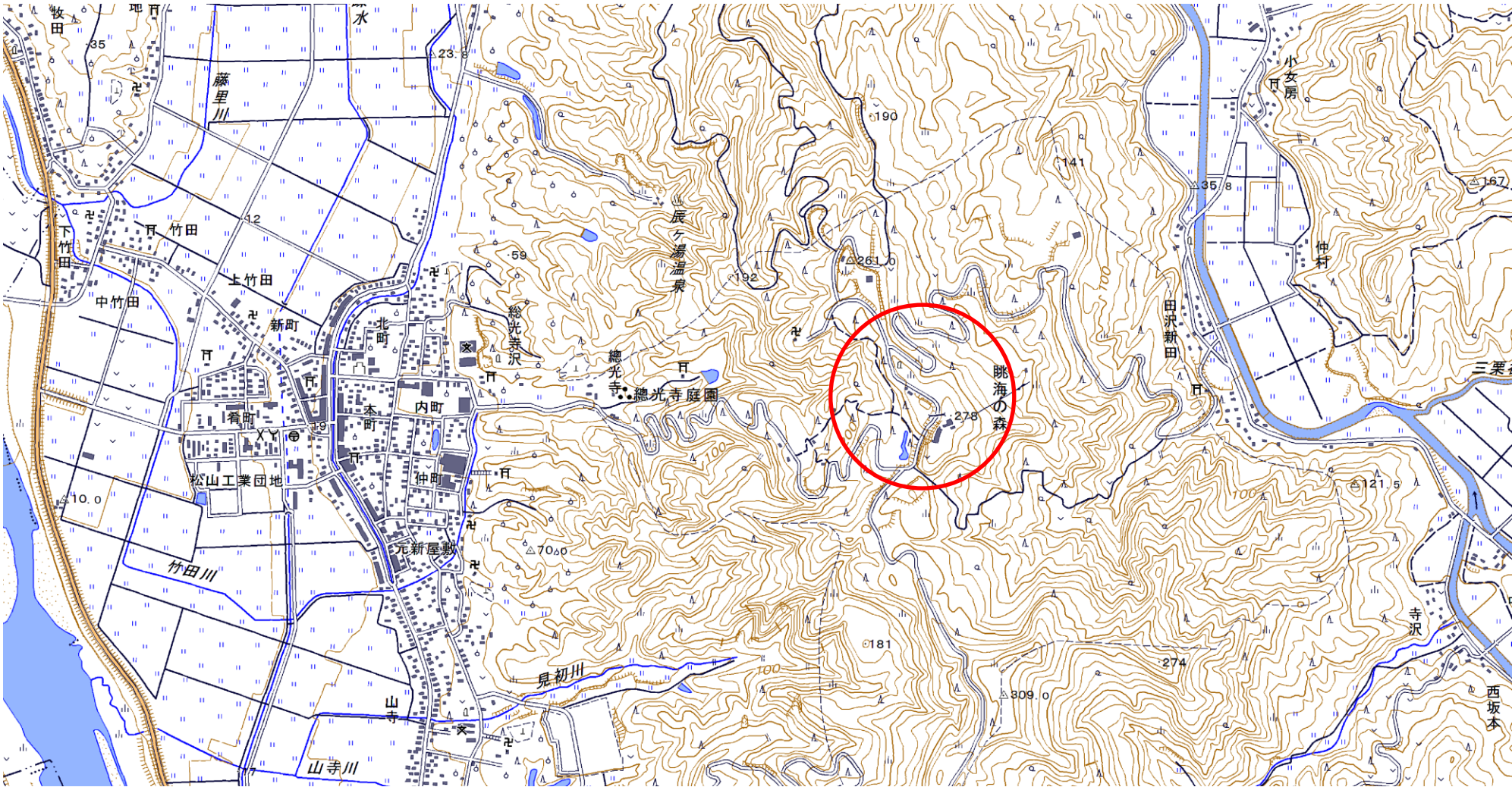
区分	項 目	R3	R4	R5
収入	指定管理料	18,898,000	18,898,000	18,898,000
支出	専門管理保守	1,323,360	1,346,735	1,343,875
	一般管理保守	346,350	341,550	344,100
	電気料	612,732	633,993	582,228
	水道料	520,740	563,860	501,644
	灯油	106,502	67,870	22,880
	ガス	37,878	37,901	35,935
	施設賠償責任保険	9,810	9,790	10,660
	軽微な維持修繕	196,900	176,330	97,988
	資器材消耗品	1,573,114	2,071,847	1,958,897
	施設消耗品	45,052	25,962	64,413
	幹線道刈払い	382,280	376,188	377,370
	幹線道土砂除去	4,024	40,890	33,544
	除雪	345,016	184,660	109,018
	山火事防止巡視	32,192	28,623	46,123
	植物管理	943,124	886,742	1,186,619
	芝生管理	794,012	855,300	754,740
	その他管理緑地刈払い	720,296	748,287	960,197
	その他管理除草工	624,520	760,650	511,290
	作業員賃金	4,535,265	4,851,030	5,046,942
	車両保険料等	28,960	29,320	29,020
	車両整備費等	40,270	232,279	67,680
	車両燃料代	29,240	32,965	26,639
	車両等備品購入	400,000		
	施設管理小計	13,651,637	14,302,772	14,111,802
	報償費	315,200	343,800	305,000
	旅費	225,140	268,410	198,735
	通信費	19,759	4,720	15,982
	需用費	143,436	155,173	351,351
	保険料	40,000	40,730	34,070
	運営費小計	743,535	812,833	905,138
	通信運搬費	212,491	185,221	167,407
	需用費	1,177,820	1,153,604	1,142,959
	事務職員賃金	3,027,820	2,825,165	2,881,465
	事務費小計	4,418,131	4,163,990	4,191,831
	眺海の森管理合計	18,813,303	19,279,595	19,208,771
収支差額		84,697	-381,595	-310,771

【参考】山形県眺海の森利用実績(利用者数)

単位:人

年度	R元	R2	R3	R4	R5
利用者数	61,383	66,163	65,659	73,928	67,234

山形県眺海の森位置図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 17 総複、第 151 号）

「森の案内人Interpreter」 (インタープリター)」

常設案内

【期間】4月13日(土)～11月30日(土)

【受付】各出発、開設時間まで森林学習展示館で受付します。
また、電話での受付もできます。
但し、団体利用の場合は、事前の予約が必要になります。



森林案内

動植物の観察をしながら、森の案内人が眺海の森の見どころを一人からでも案内します。



- 開設日：毎週土・日曜日及び祝日
(夏休み期間中は土・日・月曜日開設)
- 時 間：約90分コース
午前10時30分～ 午後1時30分～
※時間に応じたコースもできます。
- 利用料：無料

木エクラフト教室

自然の素材を使ったクラフト等の創作活動を森の案内人が指導します。



- 開設日：毎週土・日曜日及び祝日
(夏休み期間中は土・日・月曜日開設)
- 時 間：午前10時00分～12時00分
午後1時00分～3時00分
- 利用料：製作物により材料代をいただきます。

★各プログラムとも「森の案内人」の都合により中止する場合があります。★森林案内利用の方は山歩きの身支度で、又、雨天時の場合は雨具準備で利用ください。

令和6年 CALENDAR

4	5	6	7	8
APRIL	MAY	JUNE	JULY	AUGUST
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	9 10 11 12 13 14 15	7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
14 15 16 17 18 19 20	12 13 14 15 16 17 18	16 17 18 19 20 21 22	14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
21 22 23 24 25 26 27	19 20 21 22 23 24 25	23 24 25 26 27 28 29	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
28 29 30	26 27 28 29 30 31	30		
9	10	11	12	
SEPTEMBER	OCTOBER	NOVEMBER	DECEMBER	
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	
1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
8 9 10 11 12 13 14	6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
15 16 17 18 19 20 21	13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
22 23 24 25 26 27 28	20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
29 30	27 28 29 30 31	24 25 26 27 28 29 30	29 30 31	

○印は開設日です。
●印は森林教室開催日です。
●印は夏休み特別開催日です。

森林教室 案内

みんなで
あそびにきてね

第1回 花の森へようこそ

◎4月29日(月) 10:00～15:00



- 【プログラム】
- ①山野草の観察
 - ②森のストラップ
& 森の万華鏡作り
 - ③緑の苗木プレゼント

第3回 森は虫たちの世界だよ

◎8月4日(日) 10:00～15:00



- 【プログラム】
- ①探検！
カブトムシを見つけよう
 - ②虫かご作り

親子15組限定
参加1組1匹
カブトムシプレゼント

第5回 晩秋の森を楽しもう！

◎11月3日(日) 10:00～15:00



- 【プログラム】
- ①紅葉狩り散策
 - ②キノコの植菌体験

ほだ木
プレゼント

第2回 森の中はオールグリーン

◎6月23日(日) 10:00～15:00



- 【プログラム】
- ①散策・ジュンベリー収穫
 - ②はしと杉板(白木)の
なべ敷づくり

第4回 森は実りの秋です

◎10月6日(日) 10:00～15:00



- 【プログラム】
- ①つる細工の花器づくり
※1人2ヶ作成予定
 - ②木の実探しの散策

第6回 森はクリスマス&お正月

◎12月1日(日) 10:00～15:00



- 【プログラム】
- ①ミニツリー&門松づくり



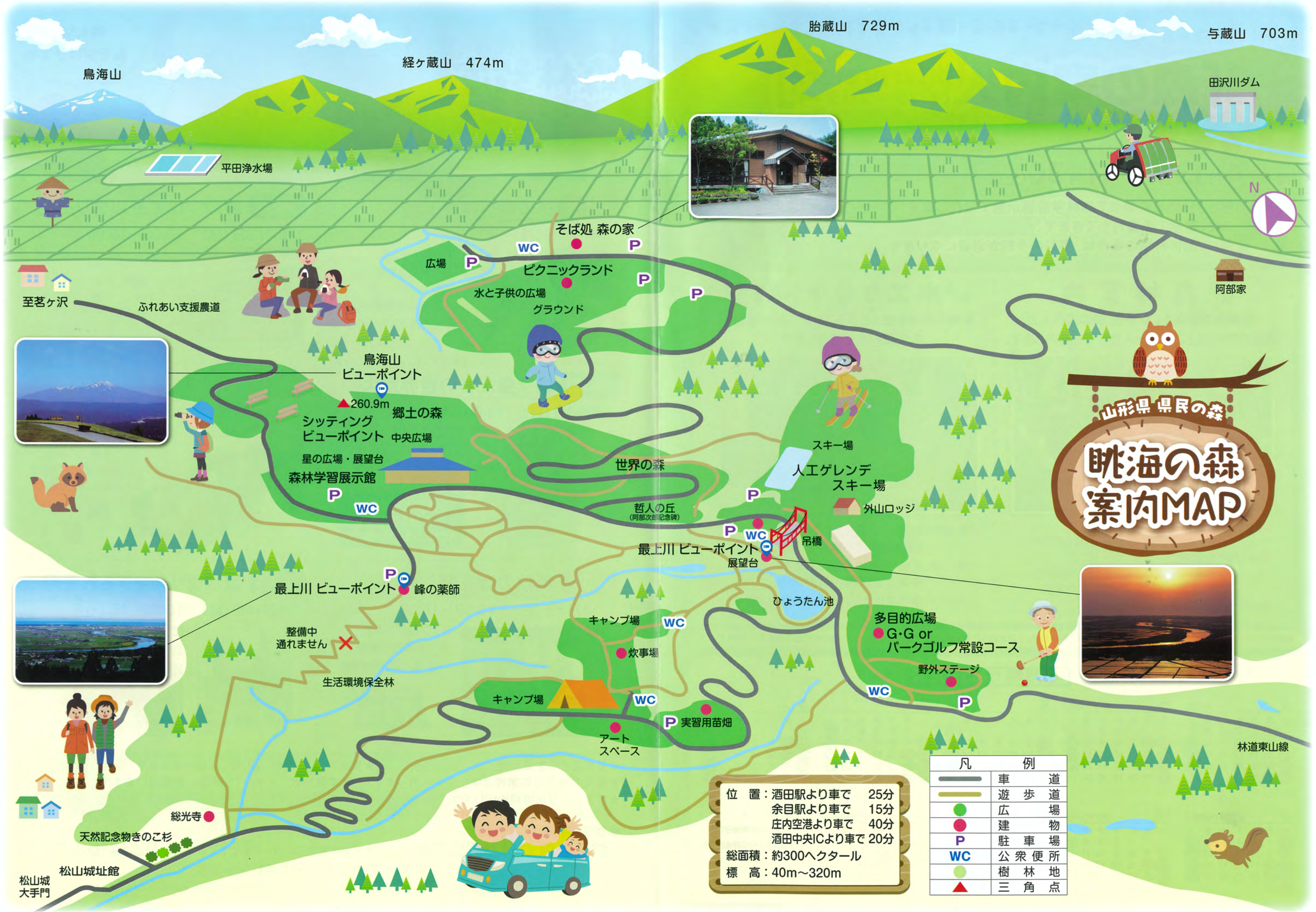
★各教室とも定員30名です。(8/4日除く) ★参加料 一人 1,000円(昼食代含みます)
★荒天の場合は散策等は中止変更も有りますが、基本実施致しますので、雨具の準備願います。
★定員になり次第締め切ります。

◆参加申込み及び問合せ先

眺海の森 森林学習展示館 / 酒田市土淵字甚治郎向20-1 TEL/FAX 0234-62-3323

【主催】一般社団法人 庄内森林保全協会

<http://choukainomori.ec-net.jp/> choukainomori@jewel.ocn.ne.jp



胎蔵山 729m

与蔵山 703m

鳥海山

経ヶ蔵山 474m

田沢川ダム

平田浄水場

そば処 森の家

広場

ピクニックランド

水と子供の広場

グラウンド

鳥海山
ビューポイント

260.9m 郷土の森

シッティング
ビューポイント

中央広場

星の広場・展望台

森林学習展示館

世界の森

哲人の丘
(阿部次郎記念碑)

スキー場

人工グレンデ
スキー場

外山ロッジ

最上川ビューポイント
展望台

吊橋

最上川ビューポイント

峰の薬師

整備中
通れません

生活環境保全林

キャンプ場

炊事場

ひょうたん池

多目的広場
● G・G or
パークゴルフ常設コース

野外ステージ

キャンプ場

アート
スペース

実習用苗畑

総光寺

天然記念物きのこ杉

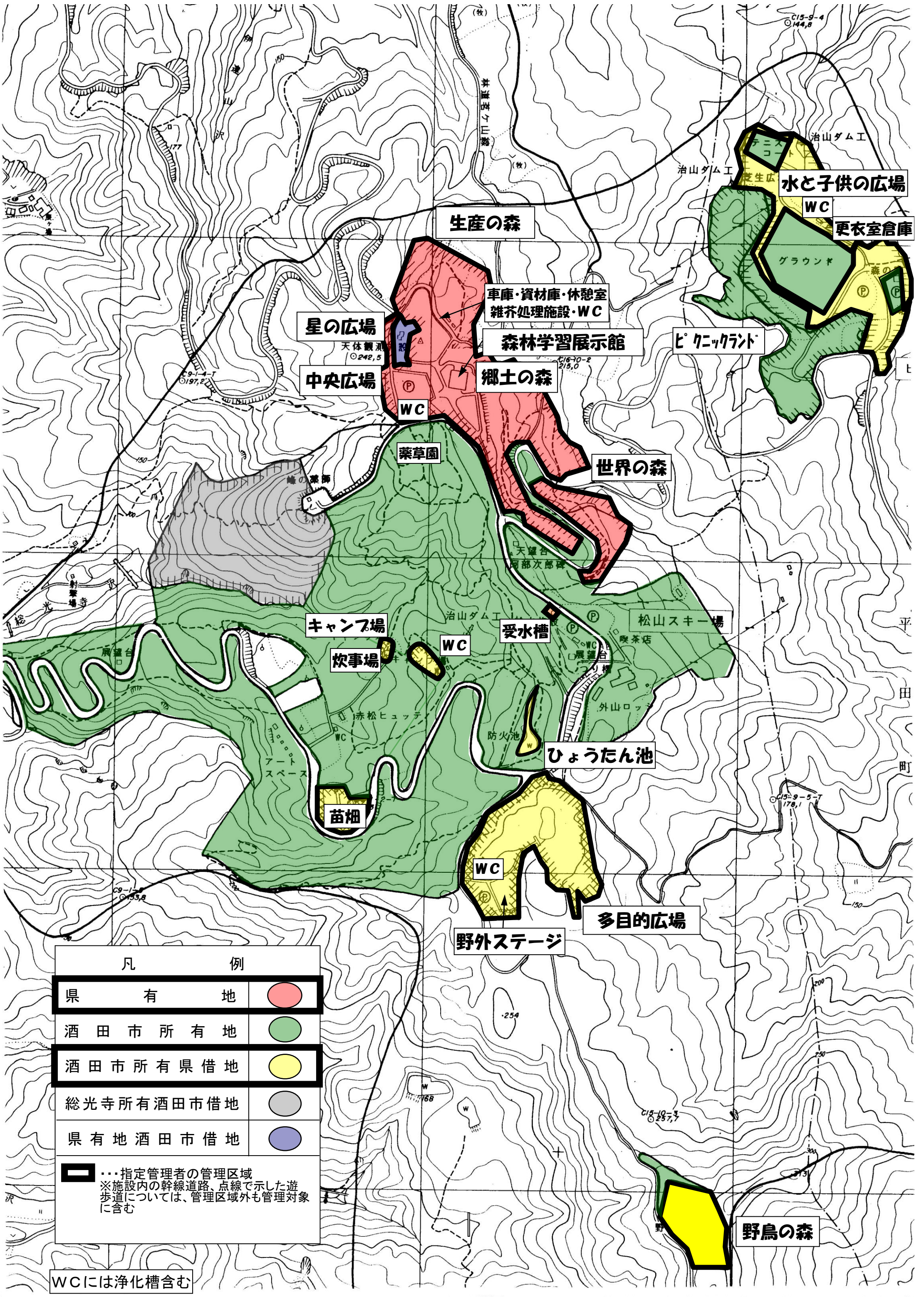
松山城址館

松山城
大手門

林道東山線

位置：酒田駅より車で 25分
余目駅より車で 15分
庄内空港より車で 40分
酒田中央ICより車で 20分
総面積：約300ヘクタール
標高：40m～320m

凡	例
	車道
	遊歩道
	広場
	建物
	駐車場
	公衆便所
	樹林地
	三角点



凡 例	
県 有 地	
酒 田 市 所 有 地	
酒 田 市 所 有 県 借 地	
総光寺所有酒田市借地	
県 有 地 酒 田 市 借 地	
--- 指定管理者の管理区域 ※施設内の幹線道路、点線で示した遊歩道については、管理区域外も管理対象に含む	

WCには浄化槽含む